

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 1月27日	第87号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 役 所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋 総 務 局 法 制 課 長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例 (観光・MICE推進室)	(第1号)	4
告 示		
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課)	(第21号)	7
○ 告示の訂正について (環境・地域環境対策課)	(第22号)	13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第23号)	14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第24号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第25号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第26号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第27号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第28号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第29号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第30号)	32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第31号)	33

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第32号)	40
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第33号)	42
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第34号)	46
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第35号)	47
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第36号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第37号)	52
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第38号)	53
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第39号)	55
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課)	(第40号)	57
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第41号)	58

選挙管理委員会告示

○ 名古屋市長選挙における選挙人名簿の登録日等について	(第1号)	59
-----------------------------	-------	----

交通局管理規程

○ 高速電車運転取扱規程の一部改正	(第2号)	60
-------------------	-------	----

病院局管理規程

○ 名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程の一部改正	(第1号)	61
----------------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	63
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	66
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	67

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例（第 1号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 2条から第 9条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例をここに公布する。

令和3年1月19日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第1号

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋国際会議場の整備運営事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成15年名古屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

28	伝統的建造物群保存地区保存審議会			観光文化交流局
	会長	日額 13,500円	8級	
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	

」

を

「

28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
28の2	伝統的建造物群保存地区保存審議会			
	会長	日額 13,500円	8級	
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	

」

に改める。

名古屋市告示第21号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和3年1月18日

名古屋市長 河村 たかし

第1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「
定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないも
のでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 3 年 1 月 25 日（月）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 3 年 1 月 25 日（月）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 3 年 1 月 25 日（月）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年 2月 4日（木）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 3年 2月 4日（木）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年 2月 5日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 3年 2月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 137戸

事故住宅 2戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年 2月 4日（木）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 3年 2月 4日（木）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年 2月 5日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 3年 2月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 29戸

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第22号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 733号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のように訂正します。

令和 3年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域の項中「26番の一部、27番の一部、28番の一部、29番の一部及び30番の一部」を「22番 3の一部」に改めます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第23号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区八筋町 313番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第24号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
もり調剤薬局	名古屋市西区五才美町 113番地の 2	令和 2年 10月13日
TKクリニック	名古屋市瑞穂区東栄町 8丁目 5番地	令和 2年 10月 1日

2 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
ハロー薬局うえだ店	名古屋市天白区元植田二丁目2408番地の 2	令和 2年 10月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第25号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
日陶科学株式会社 名古屋市東区徳川二丁目18番3号	ニットー介護福祉ショップ 名古屋市東区徳川二丁目18番3号	令和 2年 10月 1日

2 特定福祉用具販売及び介護予防特定福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
日陶科学株式会社 名古屋市東区徳川二丁目18番3号	ニットー介護福祉ショップ 名古屋市東区徳川二丁目18番3号	令和 2年 10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第26号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社シャール	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区彌富通 2丁目27番地	
介護事業所の名称	アイリスケアセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区原一丁目 412番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 2丁目27番地
変更年月日	令和 2年10月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社クレド
介護事業者の所在地	名古屋市天白区鴻の巣一丁目1807番地
介護事業所の名称	訪問看護クレド

介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 115番地
	新	名古屋市天白区鴻の巣一丁目1807番地
変更年月日	令和 2年 9月 1日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	はるか薬局
	新	はるか薬局いりなか
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山里町66番地の 2
	新	名古屋市昭和区滝川町32番地
変更年月日	令和 2年10月 1日	

介護事業所の名称	あおば薬局西高蔵店	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区五本松町11番18号
	新	名古屋市熱田区五本松町13番19号
変更年月日	平成30年 7月 1日	

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社パンピック	
介護事業者の所在地	愛知県長久手市段の上1408	
介護事業所の名称	旧	パンピック
	新	ウェルフェア&
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区上社二丁目 218番地
	新	名古屋市中村区名駅四丁目 3番10号
変更年月日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	SOMPOケア株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号	
介護事業所の名称	SOMPOケア中部福祉用具	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号

地	新	名古屋市中区栄二丁目 3番 6号
変 更 年 月 日		令和 2年10月 1日

5 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介護事業者の名称	有限会社丸八介護サービス	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区西米野町 1丁目76番地の 6	
介護事業所の名称	丸八デイサービス千成	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区千成通 2丁目47番地の 1
	新	名古屋市中村区日ノ宮町 2丁目 129番地
変 更 年 月 日	令和 2年10月12日	

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	特定非営利活動法人愛知介護保障協会	
介護事業者の所在地	名古屋市熱田区六番二丁目 1番30号	
介護事業所の名称	ケアプランあっぷ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区六番二丁目 1番30号
	新	名古屋市中川区八熊二丁目 1番 5号
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ツーネーム	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区春田三丁目 132番地	
介護事業所の名称	伏屋居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区西伏屋三丁目 605番地
	新	名古屋市中川区春田三丁目 135番地
変 更 年 月 日	令和 2年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ケアプランセンター和	
介護事業者の所在地	名古屋市港区小碓四丁目88番地の 4	

介護事業所の名称	ケアプランセンター和	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区小碓一丁目 480番地
	新	名古屋市港区小碓四丁目88番地の 4
変更年月日	平成31年 4月10日	

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社パンピック	
介護事業者の所在地	愛知県長久手市段の上1408	
介護事業所の名称	旧	パンピック
	新	ウェルフェア&
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区上社二丁目 218番地
	新	名古屋市中村区名駅四丁目 3番10号
変更年月日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	SOMPOケア株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号	
介護事業所の名称	SOMPOケア中部福祉用具	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
	新	名古屋市中区栄二丁目 3番 6号
変更年月日	令和 2年10月 1日	

8 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社シャール	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区彌富通 2丁目27番地	
介護事業所の名称	アイリスケアセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区原一丁目 412番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 2丁目27番地
変更年月日	令和 2年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第27号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人井上耳鼻咽喉科 医院	名古屋市北区元志賀町 2丁目 123番 地	令和 2年 9月30日
坪井整形外科	名古屋市南区西田町 3丁目13番地	令和 2年 8月 1日
福澤歯科	名古屋市名東区平和が丘四丁目 271 番地	令和 2年 8月31日
今泉歯科医院	名古屋市天白区山根町 137番地	令和 2年 8月24日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人井上耳鼻咽喉科 医院	名古屋市北区元志賀町 2丁目 123番 地	令和 2年 9月30日
坪井整形外科	名古屋市南区西田町 3丁目13番地	令和 2年 8月 1日
福澤歯科	名古屋市名東区平和が丘四丁目 271 番地	令和 2年 8月31日
今泉歯科医院	名古屋市天白区山根町 137番地	令和 2年 8月24日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人井上耳鼻咽喉科 医院	名古屋市北区元志賀町 2丁目 123番 地	令和 2年 9月30日
あんず薬局昭和	名古屋市昭和区滝川町32番地	令和 2年 9月30日
坪井整形外科	名古屋市南区西田町 3丁目13番地	令和 2年 8月 1日
薬局サンリバー	名古屋市守山区鳥羽見二丁目12番 8 号	令和 2年 9月 1日
福澤歯科	名古屋市名東区平和が丘四丁目 271 番地	令和 2年 8月31日
今泉歯科医院	名古屋市天白区山根町 137番地	令和 2年 8月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第28号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋昭和 名古屋市昭和区御器所通 1丁目23番地	令和 2年 10月 1日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋中川広田町 名古屋市中川区広田町 1丁目9番地	令和 2年 9月 30日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋南 名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1	令和 2年 10月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
帝人ヘルスケア株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号	泉訪問看護ステーション 名古屋市中区新栄一丁目 5番 18号	令和 2年 10月 1日

3 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋楠 名古屋市中区楠一丁目 901番 地	令和 2年 9月 30日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋熱田 名古屋市中区熱田区五番町13番 8 号	令和 2年 10月 1日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋中川荒子 名古屋市中川区荒子一丁目64 番地	令和 2年 9月 30日
医療法人偕行会 名古屋市中川区法華一丁目 172番地	医療法人偕行会デイサービス センターひかり 名古屋市中川区法華一丁目 239番地	令和 2年 8月 1日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋南 名古屋市中区甚兵衛通 1丁目 15番地の 1	令和 2年 10月 1日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋守山 名古屋市中区守山区小幡南三丁目 21番12号	令和 2年 9月 30日

株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋緑 名古屋市緑区藤塚一丁目 307 番地	令和 2年 9月30日
--	----------------------------------	----------------

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社オオツカ 名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	オオツカ福祉用具貸与事業所 名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	令和 2年 9月30日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社マツサダ 名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 6号	介護支援丸の内薬局 名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 6号	令和 2年 5月 1日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋中川荒子 名古屋市中川区荒子一丁目64 番地	令和 2年 9月30日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡 西一丁目 6番 1号	ツクイ名古屋守山 名古屋市守山区小幡南三丁目 21番12号	令和 2年 9月30日

6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社オオツカ 名古屋市守山区金屋二丁目	オオツカ福祉用具貸与事業所 名古屋市守山区金屋二丁目	令和 2年 9月30日

186番地	186番地	
-------	-------	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第29号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ナツメ薬局陶生店	名古屋市昭和区陶生町 1丁目 7番地の 6	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第30号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
アンビシヤス名古屋有限会社 名古屋市中村区藤江町 3丁目 1番地の 1	ふれあいタウン中村 名古屋市中村区名楽町 2丁目 17番地	令和 2年 11月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第31号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称	旧	上飯田よろづ訪問介護
	新	ぬくケア名北訪問介護
介護事業所の所在地		名古屋市北区上飯田南町 3丁目15番地
変更年月日		令和 2年 8月 1日

介護事業者の名称	旧	エムスリーナースサポート株式会社
	新	株式会社シーユーシー・ホスピス
介護事業者の所在地		東京都中央区東日本橋一丁目 1番 7号
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションなごみ

	新	介護クラーク新栄
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄二丁目43番26号
変更年月日		令和2年8月1日

介護事業者の名称		株式会社ナーシングケアハート
介護事業者の所在地		名古屋市中区金山一丁目14番9号
介護事業所の名称		介護事業所うるわし名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区法華二丁目60番地
	新	名古屋市中区金山一丁目14番9号
変更年月日		令和2年11月1日

介護事業者の名称		株式会社ミサキ介護
介護事業者の所在地		名古屋市中川区万場五丁目1007番地
介護事業所の名称		ミサキ訪問介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区万場五丁目604番地の5
	新	名古屋市中川区万場五丁目1007番地
変更年月日		令和2年1月1日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人愛知介護保障協会
介護事業者の所在地		名古屋市中熱田区六番二丁目1番30号
介護事業所の名称		WALK with YOU
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中熱田区六番二丁目1番30号
	新	名古屋市中川区八熊二丁目1番5号
変更年月日		令和2年10月1日

介護事業者の名称		ケアプランコマ株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中天白区高島一丁目1001番地の9
介護事業所の名称		こまヘルパーステーション

介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区平針二丁目1104番地
	新	名古屋市天白区島田二丁目 408番地
変更年月日	令和 2年11月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ	
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号	
介護事業所の名称	旧	上飯田よろづ訪問看護ステーション
	新	ぬくケア名北訪問看護
介護事業所の所在地	名古屋市北区上飯田南町 3丁目15番地	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ	
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号	
介護事業所の名称	旧	八田よろづ訪問看護ステーション
	新	ぬくケア八田訪問看護
介護事業所の所在地	名古屋市中村区横井二丁目 141番地の 1	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称	旧	エムスリーナースサポート株式会社
	新	株式会社シーユージー・ホスピス
介護事業者の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目 1番 7号	
介護事業所の名称	旧	訪問看護ステーションなごみ
	新	看護クラーク新栄
介護事業所の所在地	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業所の名称	もり在宅クリニック
----------	-----------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区高畑四丁目67番地
	新	名古屋市中川区高畑二丁目14番地
変更年月日	令和 2年12月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ハートリフォーレ	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区日の後1105番地の 2	
介護事業所の名称	訪問看護ステーション家暖	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区大字下志段味字上東禅寺2592番地
	新	名古屋市中川区大字下志段味字北荒田2353番地の 2
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

介護事業者の名称	ケアプランコマ株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区高島一丁目1001番地の 9	
介護事業所の名称	こま訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区平針二丁目1104番地
	新	名古屋市中川区島田二丁目 408番地
変更年月日	令和 2年11月 1日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	もり在宅クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区高畑四丁目67番地
	新	名古屋市中川区高畑二丁目14番地
変更年月日	令和 2年12月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	もり在宅クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区高畑四丁目67番地
	新	名古屋市中川区高畑二丁目14番地

変 更 年 月 日	令和 2年12月 1日
-----------	-------------

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	旧	エムスリーナースサポート株式会社
	新	株式会社シーユーシー・ホスピス
介護事業者の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目 1番 7号	
介護事業所の名称	旧	居宅介護支援ステーションなごみ
	新	シーユーシーケアプランセンター新栄
介護事業所の所在地	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称	SOMPOケア株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号	
介護事業所の名称	SOMPOケア名古屋第 2居宅介護支援	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
	新	名古屋市中区栄二丁目 3番 6号
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社華笑	
介護事業者の所在地	名古屋市長区大高町字一色山34番地の 1	
介護事業所の名称	ケアプランはなえみ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市長区大高町字折戸35番地の 1
	新	名古屋市長区大高町字一色山34番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	ケアプランコマ株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市長区高島一丁目1001番地の 9	
介護事業所の名称	ケアプランコマ	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区高島一丁目 932番地
	新	名古屋市天白区島田二丁目 408番地
変更年月日	令和 2年11月 1日	

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ	
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号	
介護事業所の名称	旧	上飯田よろづ定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	新	ぬくケア名北定期巡回
介護事業所の所在地	名古屋市北区上飯田南町 3丁目15番地	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ	
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号	
介護事業所の名称	旧	上飯田よろづ訪問介護
	新	ぬくケア名北訪問介護
介護事業所の所在地	名古屋市北区上飯田南町 3丁目15番地	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称	旧	エムスリーナースサポート株式会社
	新	株式会社シーユーシー・ホスピス
介護事業者の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目 1番 7号	
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションなごみ
	新	介護クラーク新栄
介護事業所の所在地	名古屋市中区新栄二丁目43番26号	
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称		株式会社ミサキ介護
介護事業者の所在地		名古屋市中川区万場五丁目1007番地
介護事業所の名称		ミサキ訪問介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区万場五丁目 604番地の 5
	新	名古屋市中川区万場五丁目1007番地
変更年月日		令和 2年 1月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称	旧	エムスリーナースサポート株式会社
	新	株式会社シーユーシー・ホスピス
介護事業者の所在地		東京都中央区東日本橋一丁目 1番 7号
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションなごみ
	新	介護クラーク新栄
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄二丁目43番26号
変更年月日		令和 2年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社ミサキ介護
介護事業者の所在地		名古屋市中川区万場五丁目1007番地
介護事業所の名称		ミサキ訪問介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区万場五丁目 604番地の 5
	新	名古屋市中川区万場五丁目1007番地
変更年月日		令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第32号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	令和 2年 10月 7日
加藤歯科診療所	名古屋市西区新道二丁目 6番20号	令和 2年 10月 1日
藤原クリニック	名古屋市中川区万場一丁目 115番地	令和 2年 11月 6日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	令和 2年 10月 7日
加藤歯科診療所	名古屋市西区新道二丁目 6番20号	令和 2年 10月 1日
藤原クリニック	名古屋市中川区万場一丁目 115番地	令和 2年 11月 6日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	令和 2年 10月 7日
すばる調剤薬局	名古屋市西区市場木町 157番地	令和 2年 10月 1日
加藤歯科診療所	名古屋市西区新道二丁目 6番20号	令和 2年 10月 1日
オハナ薬局	名古屋市熱田区比々野町70番地の 6	令和 2年 11月 1日
キリン診療所	名古屋市中川区中野本町 1丁目 1番 地	令和 2年 9月14日
藤原クリニック	名古屋市中川区万場一丁目 115番地	令和 2年 11月 6日
阿部歯科医院	名古屋市港区当知四丁目 201番地	令和 2年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第33号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社中日エムエス 名古屋市中区新栄町一丁目 3番	中日調剤介護ステーション 「かみさら」 名古屋市西区栄生一丁目17番21号	令和 2年 8月31日
セキスイオアシス株式会社 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	オアシスセンター 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	令和 2年 9月30日
株式会社ありす 愛知県東海市高横須賀町二丁目36番地	ありす緑訪問介護ステーション 名古屋市緑区潮見が丘三丁目	令和 2年 10月31日

	14番地	
--	------	--

2 通所介護

アースサポート株式会社 東京都渋谷区本町 1丁目 4番 14号	アースサポート名古屋中川 名古屋市中川区五女子町 3丁 目43番地	令和 2年 8月 1日
---------------------------------------	---	----------------

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社モリハシ電器 名古屋市千種区宮根台一丁目 6番 6号	有限会社モリハシ電器ヘルス ケア一部 名古屋市千種区宮根台一丁目 6番 6号	令和 2年 8月 13日
セキスイオアシス株式会社 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目 11番地の 2	オアシスセンター 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目 11番地の 2	令和 2年 9月 30日
有限会社TMCサポート 名古屋市緑区左京山 104番地	あいあいサポート 名古屋市緑区左京山 104番地	令和 2年 10月 31日
株式会社スマイルケアサービ ス 名古屋市天白区植田山一丁目 1712番地	リハビリボックス 名古屋市天白区植田山三丁目 1407番地の 2	令和 2年 8月 14日

4 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
セキスイオアシス株式会社 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目	オアシスセンター 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目	令和 2年 7月 31日

11番地の 2	11番地の 2	
---------	---------	--

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社グランドベース 名古屋市西区那古野二丁目23番21号	居宅介護支援事業所ライフイズグッド 名古屋市西区那古野二丁目23番21号	令和 2年 4月 24日
特定非営利活動法人宅老所はじめのいっぽ 名古屋市中村区藤江町 3丁目41番地の 1	介護なんでも相談所宅老所はじめのいっぽ 名古屋市中村区藤江町 3丁目41番地の 1	令和 2年 11月 1日
医療法人コジマ会 名古屋市中区丸の内一丁目 2番 6号	ケアプランセンター丸の内 名古屋市中区丸の内一丁目 2番 6号	令和 2年 10月 1日

6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
セキスイオアシス株式会社 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	オアシスセンター 名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	令和 2年 9月 30日
有限会社TMCサポート 名古屋市緑区左京山 104番地	あいあいサポート 名古屋市緑区左京山 104番地	令和 2年 10月 31日
株式会社スマイルケアサービス 名古屋市天白区植田山一丁目1712番地	リハビリボックス 名古屋市天白区植田山三丁目1407番地の 2	令和 2年 8月 14日

7 特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社モリハシ電器 名古屋市千種区宮根台一丁目 6番 6号	有限会社モリハシ電器ヘルス ケア一部 名古屋市千種区宮根台一丁目 6番 6号	令和 2年 8月 13日

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人悠山会 名古屋市天白区植田一丁目 2116 番地	ファミリア滝川 名古屋市昭和区滝川町91番地 の 1	令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第34号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社サニーベイル 名古屋市緑区籠山一丁目 120 番地	サニーベイルイン鳴海居宅介護支援事業所 名古屋市緑区籠山一丁目 120 番地	令和 2年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第35号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社つくる	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区よもぎ台三丁目 712番地	
介護事業所の名称	訪問介護よもぎ台	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区よもぎ台一丁目1201番地
	新	名古屋市天白区向が丘四丁目1001番地
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	一般社団法人雇用促進協会	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区今池三丁目12番13号	
介護事業所の名称	旧	ナースステーション名古屋東

	新	K S K看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番13号
	新	名古屋市千種区今池五丁目 1番 5号
変更年月日	令和 2年11月 1日	

介護事業所の名称	旧	柊クリニック有松駅前
	新	柊みみはなのどクリニック有松駅前
介護事業所の所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	
変更年月日	令和 2年10月 1日	

介護事業者の名称	ナースコール株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
介護事業所の名称	ナースコール藤が丘	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤見が丘59番地
	新	名古屋市名東区明が丘79番地
変更年月日	令和 2年12月 2日	

介護事業者の名称	合同会社メープルリング	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区宮根台二丁目 9番22号	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションメープルリング	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区猪子石原三丁目1707番地
	新	名古屋市名東区猪高台一丁目1301番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	柊クリニック有松駅前
	新	柊みみはなのどクリニック有松駅前
介護事業所の所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	

変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日
-----------	-------------

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	柊クリニック有松駅前
	新	柊みみはなのどクリニック有松駅前
介護事業所の所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	一般社団法人雇用促進協会	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区今池三丁目12番13号	
介護事業所の名称	旧	介護相談室名古屋東
	新	K S K介護相談室
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番13号
	新	名古屋市千種区今池五丁目 1番 5号
変 更 年 月 日	令和 2年11月 1日	

介護事業者の名称	協和ケミカル株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市東区泉二丁目26番 2号	
介護事業所の名称	旧	キョーワケアプランセンター昭和八事店
	新	キョーワケアプランセンター御器所店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山手通 3丁目10番地
	新	名古屋市昭和区川名本町 3丁目77番地
変 更 年 月 日	令和 3年 1月16日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第36号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
大森耳鼻咽喉科	名古屋市北区黒川本通 4丁目14番地	令和 2年 11月 1日
名鉄清水歯科クリニック	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号	令和 2年 11月29日
内田歯科医院	名古屋市緑区鳴海町字薬師山75番地の 2	令和 2年 10月13日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
大森耳鼻咽喉科	名古屋市北区黒川本通 4丁目14番地	令和 2年 11月 1日
名鉄清水歯科クリニック	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号	令和 2年 11月29日
内田歯科医院	名古屋市緑区鳴海町字薬師山75番地 の 2	令和 2年 10月13日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
大森耳鼻咽喉科	名古屋市北区黒川本通 4丁目14番地	令和 2年 11月 1日
名鉄清水歯科クリニック	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号	令和 2年 11月29日
株式会社岡平薬局	名古屋市中川区八熊二丁目 1番 1号	令和 3年 1月 1日
内田歯科医院	名古屋市緑区鳴海町字薬師山75番地 の 2	令和 2年 10月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第37号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
美空株式会社 名古屋市北区光音寺町字野方 1906番地の76	美空居宅介護支援事業所 名古屋市北区光音寺町字野方 1906番地の76	令和 2年 10月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第38号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 1月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サン ガジャパン	介護付き有料 老人ホームし もかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 3年 1月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社サン ガジャパン	グループホー ムしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 3年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社サン ガジャパン	グループホー ムいだか	名古屋市名東区 平和が丘一丁目 109番地	令和 3年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社サン ガジャパン	グループホー ムかなれ	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 2713番地	令和 3年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対

				応型共同生活介護
社会福祉法人 1980	高齢者グループホーム円	名古屋市守山区 城土町 373番地 の 1	令和 3年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社フォーシーズン	グループホームおおだかの憩	名古屋市緑区大 高町字一番割93 番地	令和 3年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第39号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 1月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社関西サンガ	介護付き有料老人ホームしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 12月31日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社関西サンガ	グループホームしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 12月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社関西サンガ	グループホームいだか	名古屋市名東区 平和が丘一丁目 109番地	令和 2年 12月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

株式会社関西 サンガ	グループホーム かなれ	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 2713番地	令和 2年 12月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
---------------	----------------	------------------------------	-----------------	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第40号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3年 1月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・5・60号高田町線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市瑞穂区北原町 1丁目、平郷町 6丁目、豆田町 5丁目、直来町 5丁目、宝田町 6丁目、薩摩町 1丁目、西ノ割町 1丁目、本願寺町 1丁目、春敲町 4丁目、前田町 1丁目、大喜新町 4丁目及び豊岡通 1丁目地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第41号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3年 1月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・5・60号高田町線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

令和 3年 1月 日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

名古屋市長選挙における選挙人名簿の登録日等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和3年4月25日執行予定の名古屋市長選挙における選挙人名簿の被登録資格決定基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和3年1月22日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 被登録資格決定基準日

令和3年4月10日

ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、令和3年4月25日をもって算定するものとする。

2 登録日

令和3年4月10日

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市交通局管理規程第2号

高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月22日

名古屋市交通局長 河野和彦

目次中「第139条の2」を「第139条」に改める。

第136条を次のように改める。

（南海トラフ地震に係る取扱い）

第136条 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの取扱いは、別に定める。

第139条の2を削る。

様式第2号中「駅務区長印」を「駅務区長承認」に改める。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 1号

名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和 3年 1月20日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第39条第 2項中「のうち」の次に「、 1週間当たりの正規の勤務時間が24時間の者にあつては 102時間」を加える。

別表第 2中

「

非常勤専任医師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	B	7時間30分	4日	9時00分から17時30分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	C	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日

」

を

「

非常勤専任医師	A	7時間30分	4日	8時45分から17時15分まで	12時00分から13時00分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
	B	7時間30分	4日	9時00分から17時30分	12時00分から13時00分	日曜日、土曜日及

				まで	まで	び他 1日
	C	6時間	5日	8時45分から15時30分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日及び土曜日
	D	6時間	4日	9時00分から15時45分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及びび他 1日

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月18日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール則武新町・ノリタケスクエア

名古屋市西区則武新町三丁目 102番 1 ほか14筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
イオンモール(株)	代表取締役 岩村 康次	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
(株)ノリタケカン パニーリミテド	代表取締役 加藤 博	名古屋市西区則武新町三丁目 1番36号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年10月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

30,868平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

2,100台

(2) 駐輪場の収容台数

772台

(3) 荷さばき施設の面積

466平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

278立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 7時00分	午後12時00分
未定	午前 9時00分	午後 9時30分
未定	午前 6時00分	午後12時00分
未定	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
モール棟西側 立体駐車場	午前 5時30分から午前 0時30分まで
立体駐車場棟西側 平面駐車場 1	
ギャラリー・レストラン棟北側 平面駐車場 2	午前11時00分から午後 7時00分まで
モール棟 屋上駐車場	午前 5時30分から午前 0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

8箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
モール棟北西側 荷さばき施設①	午前 6時00分から午後10時00分まで
モール棟西側 荷さばき施設②	
ノリタケスクエア・カフェ棟北側 荷さばき施設③	午前 8時00分から午後 6時00分まで

7 届出の日

令和 2年12月25日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー及び中村区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 1月18日から同年 5月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 5月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和3年1月21日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和3年1月25日（月）午後2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

3 議案

第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第2号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第6号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和3年1月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 対象区域

名古屋市千種区星ヶ丘二丁目50番の一部、50番1、53番及び54番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課